

公益信託 農林中金森林再生基金

事業承認通知書（二次審査）

2024年3月18日

ぬながわ森林組合

代表理事組合長 岩崎 秀治 殿

公益信託 農林中金森林再生基金
受託者 農中信託銀行株式会社
事務受任者 全国森林組合連合会

このたびは、公益信託 農林中金森林再生基金にご応募いただきありがとうございます。
ご返信いたします。

貴殿の申請にかかる事業については、公益信託 農林中金森林再生基金運営委員会における審査により、助成金による支援を決定いたしましたので通知いたします。

なお、事業の実施に当たっては、下記事項に留意のうえ、その円滑な推進を図られるようお願いいたします。

記

1 助成事業名

公図未整備地区における荒廃民有林「東中千本スギ」再生事業

2 助成金交付決定額

助成金額：13,960千円

申送り事項：①本事業の実施に当たっては、事業目的を明確に整理し、県等の指導も仰ぎながら、事業開始当初にデータ収集、分析の方針等を決定したうえで進めてください。

②森づくりの長期ビジョン（経営ビジョンではありません）、特に期待する機能（機能区分）ごとの目標とする森林の姿（目標林型）をしっかりと詰めたうえで、事業に着手してください。

③事業実施に当たっては、次年度以降につながるよう、効率性、採算性、コスト削減を十分に重視して取り組んでください。なお、創意、工夫等によりコスト引き下げを実現した場合は、助成対象事業の趣旨に反しない限り、助成金の余剰分を事業量の拡大に使用することを認めます。

④事業計画に大幅な変更が見込まれる場合には、事業計画変更届の早めの提出をお願いします。

3 留意事項

- (1) 本基金の助成交付は、事業完了後の精算払いになります。事業完了後は遅滞なく「事業完了報告書」等（申送り事項を踏まえた報告）を提出してください（事業完了から1ヶ月以内に提出）。
- (2) 希望する団体には、交付決定以降（2024年4月以降）に決定額の半額を上限に概算払い（前払い）を行います。その場合には、「助成金概算払請求書」を提出してください。
- (3) 申請内容に虚偽があった場合や助成金を他の用途に使用した場合等の不正行為、不適正な事業数字の計上や報告書等資料の著しい不備・提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合には、助成金を支給しない、または、適正な金額に減額します（概算払い実施済の場合は返金を求めます）。
- (4) 事業完了後に事業費が助成決定額を下回った場合は、余剰分については助成金を支給しない、または、減額いたします（概算払い分も含む）。
- (5) 2の助成金額が希望金額と異なる結果、当初の事業の趣旨および目的を遂行できないときは、事業着手前に助成金の交付辞退を申し出てください。

以 上